子ども・子育て支援新制度について

①子ども・子育て支援新制度創設の背景

②子ども・子育て関連３法

③子ども・子育て支援新制度の目的

④子どもや子育て家庭の状況に応じた必要な支援

⑤給付・事業の全体像

⑥施設型給付・地域型保育給付について

⑦「確認」制度について

⑧「保育の必要性の認定」について

⑨施設・事業所において設定可能な利用定員と認定区分

⑩保育に関する認可制度の見直しについて

⑪「認定こども園」について

⑫新制度における幼稚園・保育園等の方向性

⑬地域子ども・子育て支援事業について

⑭「子ども・子育て支援事業計画」について

⑮子ども・子育て支援事業計画策定に向けたスケジュール

①子ども・子育て支援新制度創設の背景

子育て環境をめぐる課題

１．親の働く状況の違いによる幼児期の学校教育・保育の提供体制の違い

２．家庭や地域における子育て環境

３．保育所待機児童の問題　等

「社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）」により、**子どもを産み、育てやすい社会を目指して**新たな子ども・子育て支援新制度を創設することを決定

平成２４年８月「子ども・子育て関連３法」成立

子ども・子育て支援新制度創設

②子ども・子育て関連３法

１．子ども・子育て支援法

主な内容

●子ども・子育て支援給付（認定こども園・幼稚園・保育所の共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）

●子ども・子育て支援事業計画

●子ども・子育て会議

２．認定こども園法の一部法改正

主な内容

●幼保連携型認定こども園の認可等

３．関係法律の整備等に関する法律

主な内容

●児童福祉法の一部改正（利用調整の規定、保育所認可制度の見直し、市町村による家庭的保育・小規模保育等の認可、放課後児童クラブの対象年齢見直し（おおむね10歳未満の小学生→小学生）及び基準の法定等）

③子ども・子育て支援新制度の目的

～３つのポイント！～

１　質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供

◎幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善（これまで複雑だった幼保連携型認定こども園の設置手続きを簡素化）

◎認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付体制を創設

※「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする（幼児期の学校教育）をいい、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育をいう。

２　保育の量的拡大・確保

◎保育の量や種類を拡大・・・保育所認可制度の見直し、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育等）を給付体系に組み入れるなど

◎保育の質の確保のため職員の処遇や配置などを改善

３　地域の子ども・子育て支援充実

◎地域におけるさまざまな子育て支援ニーズへの対応・・・「地域子育て支援拠点」「放課後児童クラブ」「一時預かり」「延長保育」「妊婦検診」などの事業の促進・拡充

④子どもや子育て家庭の状況に応じた必要な支援

満３歳以上（３～５歳）の子ども　　　　　　　　　満３歳未満（０～２歳）の子ども

保育の必要性なし　保育の必要性あり　　　　保育の必要性あり　保育の必要性なし

（教育標準時間　　　（満３歳以上・保育　　　　（満３歳未満・保育

　認定子ども）　　　　　認定子ども）　　　　　　　　認定子ども）

学校教育　　　　　　学校教育

　　　　　　　　　　　　　　　　　保育　　　　　　　　　　　　保育

　　子育て支援　　　　　子育て支援　　　　　　　　子育て支援　　　　　子育て支援

　　　　　　　　　　　　需給の調整・把握

子ども・子育て支援事業計画

　　　　　　　　　　　計画的整備

子ども・子育て支援給付　　地域子ども・子育て支援事業

⑤給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

★施設型給付・・・認定こども園、幼稚園、

保育所（定員２０人以上）

★地域型保育給付・・・小規模保育（定員６人～１９人）、

家庭的保育（定員５人以下）、

居宅訪問型保育、事業所内保育

子どものための現金給付

★児童手当

地域子ども・子育て支援事業

　・利用者支援

　・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

　・妊婦検診

　・乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

　・一時預かり（一時保育）

　・病児・病後児保育事業

　・放課後児童クラブ　など

⑥施設型給付・地域型保育給付について

施設型給付（認定こども園、幼稚園(※１)、保育所）

地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(※２)）

～給付制度の概要～

①国が給付の「公定価格」を定める

②給付の対象となる施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を市町村が「確認」（利用定員の設定）

③利用する子どもの「保育の必要性」を市町村が「認定」

④保育の必要な子どもや特別な支援の必要な子どもについては、市町村が利用調整

⑤利用者は応能負担

※１　幼稚園は、給付の対象に入らす、別段の申し出をしてこれまでと同じ運営を継続する（私学助成等を受ける）ことも可能。

※２　事業所内保育は、地域の子どもを受け入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となる。

⑦「確認」制度について

（１）市町村による施設・事業者の「確認」

　◎市町村は、認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育

給付の対象となる施設・事業者を確認する。

　◎市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。

　※施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受

けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなされる。

（２）「確認」を受ける施設・事業所の要件

　◎施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしてい

ること。

　◎国が定める基準を踏まえ、市町村が定める給付の対象施設・事業と

して求められる運営基準を満たすこと。

⑧「保育の必要性の認定」について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき「保育の必要性」を認定したうえで給付を行う仕組みとなる。（子ども・子育て支援法第19条等）

３つの認定区分

満３歳以上　　　　　　　　　　　　　　満３歳未満

教育標準時間　　　　満３歳以上　　　　　　　　　満３歳未満

　認定子ども　　　　保育認定子ども 保育認定子ども

保育の必要性なし　　　　　　　　保育の必要性あり

認定基準①「事由」：保護者の労働又は疾病その他の事由

認定基準②「区分」：「保育必要量」を「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分

認定基準③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのある

ケースの子ども等

⑨施設・事業所において設定可能な利用定員と認定区分

　　　　　　　　　　　　　　　満３歳以上　　　　　　　　　満３歳未満

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 教育標準時間認定子ども | 満３歳以上・保育認定子ども | 満３歳未満・保育認定子ども |
| 認定こども園 | ○ | ○ | ○ |
| 保育所 |  | ○ | ○ |
| 幼稚園 | ○ |  |  |

※１　認定こども園については、定員を教育標準時間認定子ども及び満３歳以上・保育認定子ども（満3歳以上児）のみとすることも可。

※２　幼保連携型認定こども園については、定員を満３歳以上・保育認定子どものみ又は保育認定子どものみとすることも可。

※３　保育所は満３歳以上・保育認定子ども又は満３歳未満・保育認定子どものいずれかのみの設定も可。

※４　保育所の教育標準時間認定子ども、及び幼稚園の満３歳以上・保育認定子どもについては、特例給付による利用形態あり。

　　　　　　　　　　　　　　　満３歳以上　　　　　　　　　満３歳未満

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 教育標準時間認定子ども | 満３歳以上・保育認定子ども | 満３歳未満・保育認定子ども |
| 小規模保育 |  |  | ○ |
| 家庭的保育 |  |  | ○ |
| 居宅訪問型保育 |  |  | ○ |
| 事業所内保育 |  |  | ○(従業員枠・地域枠) |

* 小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のすべてについて、教育標準時間認定子ども及び満３歳以上・11時間保育認定子どもについて特例給付による利用形態あり。

⑩保育に関する認可制度の見直しについて

現在、株式会社等の保育所に認可も可能だが、認可するかどうかは都道府県（指定都市、中核市）の裁量による

・新制度では、社会福祉法人、学校法人以外の者（株式会社、ＮＰＯ法人など）に対しては、「客観的な認可基準（従業員の員数、床面積等）」のほか、「①経済的基礎、②社会的信望、③社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たす場合、原則として都道府県（指定都市、中核市）は保育所に認可をするものとする。

例外：・供給過剰による需給調整が必要な場合　　・欠格事由に該当する場合

・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）については、市町村の認可事業とする。

・伊東市では、省令に基づき、条例で認可基準を定めることになる。

⑪「認定こども園」について

認定こども園の４種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　類 | 内　　　　　容 | 設置主体 |
| 幼保連携型 | 満３歳以上の子どもに対する教育と、保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設 | 国・自治体・学校法人・社会福祉法人 |
| 幼稚園型 | 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設 | 国・自治体・学校法人 |
| 保育所型 | 認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設 | 制限なし |
| 地方裁量型 | 幼稚園・保育所いずれの認可もない、地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設 | 制限なし |

認定こども園法の改正

新たな「幼保連携型認定こども園」

●認可制度の一本化

　これまで、幼稚園の認可（都道府県）、保育所の認可（都道府県・指定都市・中核市）、認定こども園の認可（都道府県）の権限が分かれていたものを、改正後の認定こども園法に基づく都道府県・指定都市・中核市の認可に一本化

●財政措置を「施設型給付」に一本化

　これまで、幼稚園部分は都道府県の私学助成及び市町村の就園奨励費補助、保育所部分は市町村の運営費と財政措置が分かれていたのを、施設型給付に一本化

●既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない（任意）

●設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

⑫新制度における幼稚園・保育園等の方向性

幼稚園　　　　　認可保育園

事業所内保育

保育

家庭的

保育

　　　　　　　　　　幼保又は保育所型

別段の申出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地域の子どもを幼保又は幼稚園型　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受け入れる場

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　合に限る

　　　　幼稚園　　　認定こども園　　保育所　　　地域型

認可外

保育

施設

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保育事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(小規模

　　　　　　　　　　　　・幼稚園型　　　　　　　　　　　　　　　　　　保育等）

　　　　　　　　　　　　　　　　・幼保連携型

　　　　　　　　　　　　　　　　　・保育所型

　　　　　　　　　　　　　地方裁量型

地方裁量型

現行制度と同じ幼稚園（給付に入らない）　　　基準を満たし移行

認可外保育施設

認証保育園

私学助成就園奨励費

※現行の幼稚園・保育所は、施行前日までに

別段の申出をしない限り、確認を受けたものと

みなされ、給付の制度に移行する。

※新制度移行後は施設の申請主義（認可後、確認

を受けるか否かを施設が選択）

※幼保連携型認定こども園については設置時期、数

等を市町村の事業計画に記載する必要があるため、

施設の移行希望やニーズ調査等を勘案しながら今後

の方向性を検討

⑬地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業には、以下13事業が位置付けられ、市町村が地域の実情に応じて実施する

●利用者支援　【新規事業】

●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

●妊婦検診

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

●養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業

●子育て短期支援事業

●ファミリー・サポート・センター事業

●一時預かり（一時保育）

●延長保育事業

●病児・病後児保育事業

●放課後児童クラブ

●実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

●多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

⑭「子ども・子育て支援事業計画」について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）第1項

　　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

子ども・子育て支援事業計画（平成２７年～３１年度）の策定

【計画の必須記載事項】

●教育・保育提供区域

●幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期

●幼児期の学校教育・保育の一体的提供

【計画の任意記載事項】

●産休・育休後の円滑な利用確保、児童虐待防止、母子家

庭等自立支援、障害児などの支援、ワーク・ライフ・バラン

ス

⑮子ども・子育て支援事業計画策定に向けたスケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国の状況 | 本市のスケジュール |
| 25年度 | 国の子ども・子育て会議での審議 | ・国の基本方針を踏まえ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施（３月）・伊東市子ども・子育て会議実施（３月） |
| 26年度 | ・5月下旬に公定価格の仮単価提示・施設の意向調査・府省令の交付 | ・市における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握、今後の方向性の検討・ニーズ調査の結果等を踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討・基準条例の検討（９月議会予定）・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」等を検討・「量の見込み」「確保方策」に基づき認可、確認等の事前準備・市町村子ども・子育て支援事業計画の確定及び報告 |
| 子ども・子育て支援新制度の開始 |
| 27年度 |  | 事業計画に基づき給付や事業を実施 |

伊東市子ども・子育て会議

事業計画、利用定員（確認）、子ども・子育て施策等に関する意見